

曾田二郎著

立憲國家中國への始動

明治憲政と近代中國

横山宏章
松井直之

1 本書の概要

まもなく辛亥革命から百年（二〇一一年）を迎える。革命によって、中國は長い王朝體制が崩壊し、アジア最初の共和國家が誕生したと、その革命の畫期的意義がいわれてきた。革命的意義の強調は、革命によって舊（清朝）と新（中華民國）は斷絶されたという視點が濃厚となってくる。

本書はこうした歴史の斷絶に批判的である。辛亥革命を跨いだ憲政に見られる連續性を取り扱った本書の意義を次のように強調している。それは「辛亥革命史的歴史觀の克服」であるという。「君主制か共和制かといった國家の形態に着眼して歴史を描けば、辛亥革命の前後には大きな斷絶がある。しかし近代中國における憲政という憲法を基本とする法制の下での政策の立案と執行に關

心をもつて歴史を描こうとすれば、斷絶よりは連續に注目する必要がある」。

われわれ中華民國史研究者も、早くから中國共產黨歴史觀を中心とする「革命史觀」の克服を唱え、歴史の連續性を見出そうとしてきた。その意味では、本書の目指そうとした意圖は、きわめて現代的である。

そしてもう一點、本書が強調しなかった點は、「當該の時期の日中關係が異例に濃密だった」とし、「日本の政治家や法學者および彼らの著作を通した憲政傳授の過程を分析してこそ、中國における立憲國家形成への日本の影響を語り得るであろう」という點である。いわば中國の憲政史研究を通してもう一つの日中關係史、日中交流史でもある。

本書の主役でもあるというべき有賀長雄をはじめ、穗積八束、金子堅太郎、青柳篤恒、伊藤博文、伊東巳代治、大隈重信などが、日本から中國への「憲政傳授の過程」で、中國の憲政の歩みに大きく貢獻した、という觀點である。とくに有賀長雄の役割は大きい。清末に外國の憲政を視察するための海外政治視察團・憲政視察團が各國に派遣されたが、それにたいし、有賀長雄は穗積八束とともに「憲政講義」を行っている。さらに中華民國が誕生すると袁世凱政權に招かれ、憲法顧問として、中華民國憲法案の起草に活躍している。清朝の憲政準備段階から、中華民國の憲法制定過程まで、有賀長雄は一貫して關係している。まさにそこにあるのは革命による斷絶ではなく、連續である。中華民國初期は日本の大正期に當たるが、明治憲政の精華が清末、中華民國にも多大な影響を與えているという意味で、副題を「明治憲政と近代中

「國」と名づけたのであろう。

本書の構成は次の通りである。

序 章 近代中國における憲政導入の模索

第一章 日露講和問題と海外政治視察團の派遣

第二章 海外政治・憲政視察團の派遣と日本

第三章 編纂官制館・憲政編查館と官制改革案の作成

第四章 官制改革の推移と日本・日本人

第五章 地方官制改革と省行政組織の改編

第六章 地方行政組織の改編と諮議局創設への着手

第七章 諮議局の創設と國會開設期限短縮後の官制改革

第八章 中華民國憲法案の起草と外國人顧問

第九章 中華民國初年における地方制度改革案の審議と挫折

第十章 中華民國成立後の憲法案と地方制度改革論

終 章 明治憲政と近代中國——同時代日本人の觀察——

しかしながらここでは、國民黨、とくに宋教仁、參議院が中心となって策定された中華民國臨時約法、あるいは國會の権限が強かった天壇憲法案の策定過程については、分析の對象外とされている。

従来の「辛亥革命史的歴史觀」による憲政研究の立場では、革命派の宋教仁が中心となって南京政府の主導で策定された中華民國臨時約法が高く評價され、他方では袁世凱政權の登場が進められた憲法策定過程は、天壇憲法案を含めて北洋軍閥の惡政の結果であるとして、一括して顧みられることが少なかった。ただ個人的な見解でいえば、この臨時約法については、革命派主導の作

業であることは間違いないが、それほど單純ではない。憲政構想を孫文とは異にする宋教仁の主導で策定されたこともあって、孫文は後に「『中華民國の主權は國民全體に所屬する』という一條だけが私の主張である。その他はすべて私の意思ではないから、私はそれに責任を負わない」と、臨時約法の意義を否定したことから、國民黨正統史觀にとっても厄介な存在である。

いずれにしても、本書では憲政觀の連續性、日本の協力という意味から、宋教仁の臨時約法は異物として排除されたのであろう。

本書は、大きく三つの部分に分けることができる。

第一は、清朝最後の一〇年間における憲政導入の準備への着手である（第一章、第二章）。

第二は、その後の行政制度改革の歩みである（第三章～第七章）。

第三は、一九一二年三月以後の袁世凱大總統のもとでの行政制度改革の歩みである（第八章～第十章）。

これら三つの部分は時系列に並び、各部分のなかで、日本と中國の關わり、中國國內の中央官制（立法と行政）のあり方、中央官制と地方官制（立法と行政）のあり方について、これらの密接な連關が立體的に描かれている。本書には、「中國の憲政史について研究する場合、時系列的なタテの展開だけでなく、國際的な契機というヨコの關係も視野に入れておくことが必要である」という認識が反映されている。そして著者は、「ヨコの關係」に着目し、「清朝の憲政準備に關するこれまでの研究では日本の影響の大きさが指摘され」てきたことを踏まえながらも、「日本の影

響を明治憲法の條文から直接に把握するのは、正しい方法ではない。なぜなら明治憲法の解釋にはかなりの幅があり、またそれにも規定されて日本の政治は變動していたからである」という。本書は、清末民初期における日本を通じて、權力の組織と作用及び權力相互の關係を規律する國家の統治の基本を定めた法としての憲法の受容を中心に、「近代法の繼受」を具體的に明らかにしようとしたものである。

近現代中國では、ほとんど憲法が重視されなかった。いわば國民黨や共產黨の革命運動が重視され、政治が法の權威を上回り、法治社會が出現しなかったからである。従來の革命史研究では、憲法制定史がまったくといっていいほど重視されてこなかった。

評者は一般讀者から、次のような言葉を受けたことがある。

「辛亥革命の後、憲法が作成されようとしていたのです。知らなかったな」。この言葉に象徴されるように、清末の「憲法大綱」(一九二一(中華民國元年)年の「中華民國臨時約法」、一九一四年の「中華民國約法」などが制定されたり、一九一三年の「天壇憲法草案」が打ち出されたことを知らない日本人は多い。それだけではない。國民黨政權のもとでも憲法作成が重要課題であり、「五五憲章」といわれる一九三六年の「中華民國憲法草案」、そして國民選舉によつて選ばれた國民大會を通過して一九四七年に公布された「中華民國憲法」の存在も知る人は少ない。形式的には合法的な手續を経て誕生した最後の「中華民國憲法」は、不幸にも國共内戦という非常時に成立した國民黨版憲法であったから、廣く國民的正統性を確保できなかった。

二年後には共產黨が天下を掌握するという大轉換に直面することで、こうした憲政の道はブルジョア的であると一括して否定された。それに代わつて誕生したのが「中華人民共和國憲法」であったが、議會政治が共產黨政治に蹂躪されて機能しなくなり、憲法はお題目にすぎなくなっていた。改革開放政策が始まった當初、滑稽にも「共產黨員も憲法を守ろう」というスローガンが唱えられるほど、憲法は形骸化させられていた。

そうした政治状況を反映して、日本では本格的な中國憲政史の研究は遅れていた。近年、ようやく中國近代化にとつての憲政作業の役割がそれなりに認識されることとなった。過去の研究史の弱點を拂拭し、これからは中國憲政史研究が正當な地位を確保しなければならない。本書はそうした先驅的役割を背負うこととなるであろう。

憲法に關する研究であるというと、法學、憲法學的研究のようにとられるかもしれないが、決して法學的な分析ではない。「本書がなかでも注目しているのは、官制の改革であり、立憲國家形成のための準備の一環として位置づけられていた中央官制と地方官制の改革、そしてそれによつて導き出される中央—省關係の調整を重視している」。これからもわかるように、憲法そのものの法制史的研究ではない。むしろ憲法によつて作り出そうとしている政治制度のあり方をめぐる論争の研究である。

意見が分かれるところであるが、中國は近代的な立憲的國民國家建設を目指したともいえる。だとしても、もともと廣大な帝國的版圖をもつ國家であるから、近代國家のあり方をめぐっては、集權的であるか、分權的であるかが、國造りの争點となる。異民

族も含めた中華世界を統合する中國にとって、それはいわば永遠の課題であつて、近代國家建設といえども、そこから逃れることはできなかった。

中國でいう地方とは、基本的には《省》を基礎とする單位であるが、一九二〇年代では「聯省自治」運動が高まって、各省が獨自な「省憲法」を制定し、その連邦としての「聯省憲法」が中央の憲法であるという構想すら生まれたほどである。この議論ではアメリカの連邦政府、連邦憲法を思い起こすであろうが、それほど多様な憲法構想が中國を席卷していた。その意味で、「中央官制と地方官制の改革」「中央―省關係の調整」は、帝國的廣がりをもった中國にとって、「大一統」をめぐる永遠の課題である。

2 中央官制について

近代國家の政治體制（中央官制）改革は、つまるところ立法院と行政府の微妙な關係をどのように位置づけるかにある。國會重視の議院内閣制を採用するのか、それとも行政府指導型を採用するのか。それは中國だけが直面した問題ではない。一九〇五年から始まった載澤を中心とする海外政治視察團の報告をもとに、本格的な立憲體制への道が開かれた。視察團は日本、ドイツ、イギリスに派遣されたが、「載澤は日本での視察結果が最も參考になると考えを持っていたが、この點は五人全員の大臣に共通していたようで、立憲國家移行の手順として、憲法の制定と官制の改革に着手し、後者については日本の制度を參照する點で、彼らの考えは一致していた」といわれる。これを受けて、日本では、一九〇六年から一九九年にかけて、有賀長雄、穗積八束が達壽、李家駒

にたいし、長期の講義を授けている。

その内容は次のようなものであった。「有賀は、國民黨が主張するような國會が優位に立つた議院内閣制の採用には極力反對したが、そうだからといって大總統制を主張したわけではなかった。彼は明治憲政の經驗に基づいて、中國でも超然内閣という形態での責任内閣制の樹立を勧めていた。」「立憲國家中國の中央行政は内閣を中心としたものでなければならず、その内閣は持續性と安定性を得るために、國會からの拘束にできるだけ自由でなければならなかった」。

中國では國會開設の請願運動もあり、清朝政府は一九〇六年には立憲政體を準備する約束を上諭し、官制改革を審議する編纂官制館が置かれた。次いで一九〇八年に九年間の準備期間において國會を開設することを決め、立憲國家への移行を圖るために憲政編查館を設置した。編纂官制館、憲政編查館で活躍した人物は楊度、あるいは日本留學組の章宗祥、汪榮寶、陸宗輿、曹汝霖という「四大金剛」であった。皮肉なことに章宗祥、陸宗輿、曹汝霖の三人は、後の「五四運動」では、日本に協力した「賣國三官僚」として罷免、排斥された人物である。革命運動の觀點からみれば、憲政導入への貢獻などは、まったく高くは評價されなかったのである。

本書は「中央官制改革としてこの兩館で提示された責任内閣制の採用は、留學や講義の聽講という形態での明治末期の日本憲政の經驗に負うところが大きかった」という。憲政編查館の構成職員を紹介しながら、六六%を占める留學經驗者のうち、八四%が日本留學經驗者であるという。日本の憲政の經驗は、日本留學組を通して中國へ浸透したことの意味は高いという視點である。

そこで、第四章では、官制改革に影響を与えた日本・日本人の役割、日本人の見方を明らかにしている。ここでは、服部宇之吉、大隈重信、有賀長雄、青柳篤恒をあげ、「清朝が海外に派遣した政治・憲政視察大臣や日本に留學し憲政準備の事務を擔當した人々の改革論は、明治憲法そのものから影響を受けたわけではなく、自國の經驗をふまえた日本の政治家や學者の講演、講義、著書および論文などから影響を受けて形成されたのである」という結論を導き出している。日本側も、集權的な君主大權を強調する説もあれば、責任内閣制を訴える説もあり、地方分權説、連邦制を唱える説もあった。「當時の中國の立憲主義者たちは、政權内部の人々も含めて一般にいわれるほどに日本モデルを當然の前提としていたわけではなく、豊かな選擇肢のなかで活動していたのである」という。

もともと明治憲法には内閣に關する規定がなく、清朝が海外政治視察團・憲政視察團を派遣した頃の日本では「内閣政治」的な憲法解釋が強くなり、内閣についても總理大臣を中心とする連帶性の強化に向けて制度改革が行われていた。そして、日本の法學者を通じて傳授された内閣制度も一樣のものではなかった。海外政治視察團・憲政視察團に對して講義を行った穗積八束にとって、行政權は天皇親政として行使されるべきものであり、そのための機關が國務大臣であり樞密院であった。行政權が君主大權と同一視されていたのである。

他方で、有賀長雄にとつて、國務大臣は天皇の命令に絶対に服従するわけではなく、天皇の命令に對して責任の負擔が可能ではない場合には背くことができないものの辭職する自由を有するの

で「立憲政體ノ實」が備わることになり、國務の責任を内閣に負わせることにより皇位への危險を回避することができ（間接統治ノ妙用）、君主が年少の場合や君主に才徳が無い場合でも國が亂れることがない（間接統治ノ一徳）とした。君主は消極的に國務に關與することになるのである。「この二つの行政システムが、視察團によつて自覺的に區別して理解されていたか否かはともかくとして、政治視察團が歸國した後の中國で、立憲國家移行の二つのキーワードとなった『國會』と『責任内閣』のうち、後者は有賀との接觸によつてこそ導き出されたものであった」。

「近代法の繼受」という視點から興味深いのは、日本を通じて内閣制度などがどのように受容され、中國の國情などに合わせてどこを變容したのか、ということである。憲政編查官の行走に任命された楊度は、全國の利害を調整できる國會を開設することによつて、集權的性格を有する内閣制の創設を實現しようとした。もつとも楊度は、中央集權を追求する傾向が強く、地方官制への關心が希薄であった。その後、楊度に代わり指導力を發揮した李家駒は、有賀の講義から示唆を得ていた。有賀は内閣政治の重要性を説いていたが、明治憲政をそのまま模倣することを勧めたのではなく、中國の省制の歴史的由來に注意を拂い、日本のような集權的立憲政治の採用を求めることはしなかった。このような有賀の示唆を受けて、李家駒は官制改革案を提示した。清末民初期には、日本人法學者との交流などを通じて、日本からの内閣制度などに關する具體的な影響があつたのである。

その後、君主に對する輔弼のあり方、總理大臣の位置付け、國務大臣の副署の意味など内閣の責任の所在などに關して慶親王奕

動により上奏された「内閣官制草案」に對して、地方官である御史の趙炳麟は「官制改革案が十數人の若輩の日本留學經驗者によつて立案された経緯」を批判し、「集權的な内閣の設置によつて君主權が形骸化する」と強力に反對した。御史の意見を無視することができなかったのは、清朝の君主權が「中央の内部のあるいは中央と地方の官僚が相互に牽制しあうことによつて維持されていた」からである。

3 地方官制について

清朝末期、各省を軍事的にも統率する總督、巡撫の地方官の力がそれぞれ臺頭していた。近代統一國家としては、いかに地方官を中央に總合するか、他方、地方議會の導入による地方自治制度を築き上げるか、地方官制についても議論するところは多かつた。特に省行政組織をいかに編成し、いかなる權限を付與するかは中華民國の建設にとつて重大な問題であつた。辛亥革命は清朝の權力の中樞を暴力的に破壊したわけではなく、各省が「獨立」を宣言し、地方が清朝の統治機構から離脱するという事態を前提としていたからだ。

中央と地方の行政權限の調整を本格的に議論したのは、李家駒である。李家駒が提調に就任した後、憲政編查館で構想された地方官制は、省制の存続を前提としたうえで、長官の行政權限を内務行政に限定しようとするものであつた。ところが、中央では名稱の變更といった程度の行政機關の改組が行われ、集權的行政府が成立しなかつた。そしてこれとは同時に地方官制改革案の作成が始められたので、中央と地方の行政權限の調整は非常に難し

かつた。督撫のなかには、中央政府が地方官制改革により回收した地方の行政權限を有効に行使できるという信頼性が缺如していた。初めて創設された内閣は「皇族内閣」であり、統一された政策遂行と連帶した責任負擔という内實が備わつていなかった。中央における責任内閣の缺如は、省政の遂行をめぐる制度の安定的運用を困難にする事態を生じさせることになるからだった。

一九〇七年、「各省官制通則」が公布され、地方官制改革が着手された。しかし焦點は、地方議會の開設である。省レベルの立法機關としての「諮議局」は、その後に辛亥革命の一翼を擔つたことは有名である。各省で諮議局開設の動きが始まつたが、こうした各省の自立的な動きを阻止するために、中央政府では統一的な諮議局章程の制定を急いだ。ところが、辛亥革命が勃發した清朝末期、清の中央政府には各省を統率できる集權的なパワーはなく、各省がばらばらに獨立を宣言する有様であつた。辛亥革命は地方から始まつた叛亂であつた。叛亂の主役の一つが諮議局であつた。省政に關わる立法機關として開設された諮議局であるが、これに對峙して省行政を遂行するためには個々の地方官ではなく、組織的に統一的に政治意思を形成し、遂行する省政府を編成する必要があつた。

「各省官制通則」には、「行政會議廳」という名稱での、督撫を中心とする合議制の形態を有した行政組織の設置が規定された。實際、一部の省では、省レベルの行政機關としての「行政會議廳」が整備されていった。「東三省、直隸省、江蘇省では諮議局の開局に先立つて會議廳が設置された。ここには共通してみられる動機は、疑似機關の開設に備えた省内行政の組織化であり統

一化であった。……むしろ省政の組織化と統一化が中央に先行して進んでいたことを示している」。會議廳の急速な設置の背景には、省の議會に相當する諮議局の創設に對峙して、省行政の組織的整備を促進しようとする督撫たちの意圖があつた。各省では行政會議廳の整備が進み、それが諮議局と制度的に對峙することによって、省政の組織的展開が可能になりつつあつたということだ。

行政とは、すべての國家作用のうち立法と司法を除いた残りの作用であると解する控除説（消極説）を踏まえると、清末初期における行政と司法の關係は、如何なるものとして捉えられていたであろうか。慶親王らによって上奏された官制改革案では、行政、立法、司法の重複という問題が指摘されていた。他方で、湖廣總督・張之洞は、省行政の改革に關して「州縣等の行政官が司法に關與しない狀態では、效果的な行政の運営は困難であ」り、「行政と司法の分離もすぐに着手するのは困難だ」という。ところが「各省官制通則」に添付された地方官制改革案作成の基本方針のなかでは、州縣に審判廳を設置して州縣の長官を訴訟事務から解放することにより、他の行政事務の遂行を容易にするのである、と述べられた。

それでは、中央における行政と司法の關係、地方におけるそれらの關係は、どのように捉えられていたのであろうか。特に、行政と司法の權限の分離については、どのように考えられていたのであろうか。また、中央の司法と地方のそれとの關係は、どのように捉えられていたのであろうか。司法も紛争解決などを通じて行政の行爲を統制できることを考え合わせると、集權的な強い政

府を設けようとしていた清末民初期における行政と司法の關係も興味深いものであるといえよう。

4 中華民國誕生後の袁世凱政權の憲政狀況

本書の特徴の一つは、憲政運動における辛亥革命、すなわち帝制國家から共和國家への轉換の意義を、ほとんど論じていないことである。すなわち立憲君主制であるか、立憲共和制であるか、その違いはほとんど議論されていないということである。帝制國家であろうが、共和國家であろうが、多くの省を抱えた帝國的廣がりをもった中國をいかに統治し、安定した新國家を築きあげるができるかという關心は變わらなかったからであらう。

第八章からは、袁世凱が招聘した外國人顧問の役割を論じたものである。そのなかでも有賀長雄の役割が大きかったことは、よく知られたことである。北京と呼ばれた有賀は憲法研究談話會を開いて、憲法制定作業を始めた。そこに参加したのは、「大理院院長の章宗祥、參議院議員の曹汝霖、財政部顧問の陸宗輿、衆議院議員の汪榮寶」などであつた。有賀長雄といい、舊「四大金剛」といい、時代は變わつても役者は變わらなかった。

中華民國初期の激動は、袁世凱の大總統就任で、孫文らの革命理念が挫折していく過程として描かれてきた。しかしそれほど善惡二元的にとらえることができないことは、今や當然である。孫文ら革命派も含めて、この時代の一致した考えは、「現代の中國が直面している課題を強力な政府の創出に求めている」ということであつた。そうした政府を作りだすために、憲法がいかなる政治體制を保證するかが、焦眉の議論であつた。大總統主導か、國

務院首相主導か、そして國會の牽制力をいかに定めるか、こうした政治問題が、まさに憲政の中心課題であった。

結局のところ、次のような論争であった。

「憲法の起草をめぐる意見の違いは、結局は行政權が大總統にあるのか、それとも國務院にあるのかに他ならない。この問題が解決すれば、他の問題は自ずから解決する。また新たに組織される内閣が『政黨的』か『超然的』かも憲法の内容による。憲法が臨時約法と同一の性格を有しておれば、内閣は前者になるが、大いに異なれば後者となる」。

ここでは、アメリカ人顧問のグッドナウ、フランス人顧問のパラウド、イギリス人顧問のピゴット、そして日本人顧問の有賀長雄の異なった意見が紹介されている。外國人顧問に共通していたのは、強力で持續的な政府の重視であった。このような政府を求める背景には、對外的信用の確保であり、中華民國成立から繰り返されてきた内閣の交替に見られる不安定な政治の克服があった。しかし、強固で安定した政府をいかにして實現するかという點で、外國人顧問の間での考え方は異なっていた。有賀の中華民國憲法制定に關する基本的態度は、「革命」の歴史と社會の實情を尊重すべきで、單純に歐米の憲法、具體的には米佛の制度を眞似てはならないというものであった。この議論をみると、ある意味で憲政をめぐる百家争鳴状況であり、袁世凱が民主的な憲政運動を彈壓し、國會を解散させて帝制を復活させた「惡玉」として語るのは、結果だけを取り出して、そこに至る過程を無視した暴論であることは、間違いない。

中華民國の成立以後、大總統制と内閣制という行政組織の編成方針、その行政組織と國會との關係等、中央の政治制度をめぐる議論が展開された。しかし、中華民國建國以來、行政權限をめぐる總統府と國務院は安定性を缺いていた。さらに、辛亥革命は清朝の權力の中樞を暴力的に破壊したわけではなく、各省が「獨立」を宣言し、地方が清朝の統治機構から離脱するという事態を前提としていたので、中華民國の新たな制度的整備も各省ごとにまず進んでいった。こうしたことから、中央政府の意思決定に地方の意向が動員されやすいという制度上の問題が存在していた。

したがって建國したばかりの中華民國にとって、中央と地方の行政權限の配分の問題は非常に難しい問題であった。地方行政については官職名や權限が多様であり、道以下の行政區域については任意に存廢・改廢が行われ、きわめて混亂している状態にあったといわれている。こうした問題だけでなく、政治意思の決定構造にも大きな問題が見られた。正式な政府と國會が成立するまでの臨時政府と參議院の時期から、地方制度の策定と中央との間における有効な連携を可能にする法制面の整備が進められてきた。だが、強力な權力の中樞が生まれていたわけではなく、多様な動機に基づき清朝の統治から離脱していった地方の同意を取り付ける必要があった。

地方制度の編成がいかに難題であったかは、「總統府・國務院と參議院およびその内部の各黨派、都督等軍事・行政長官と省議會といった中央・地方の行政・立法組織間における合意形成の見通しが立たないままに、法制局を中心に制度案が繰り返し起草された」ことにも表れている。地方制度案をめぐる對立の争點として、根本にあった問題は、省制維持の可否と地方における「官

治」と「自治」の関係であった。

結局のところ、新たな地方制度は一九二二年中には實現せず、翌年一月になって、現狀を前提に官職名等の形式的統一だけを圖る「暫行畫一地方官制令」などが大總統令として出された。本書は、内閣の脆弱さとその結果としての政策決定過程の複雑化・不安定化、袁世凱が各省に代表の派遣を求め行政諮詢處を設置したことが地方制度を畫定できなかった原因であるという。政策決定過程が複雑化し、そこに作用する様々な政治的意思が相互に制約しあうようになったので、それを調整し解きほぐす作業を「政務を總覽する」大總統に求めざるを得なくなったといえよう。

本書の結論は、次のようなものである。

「有賀は、國民黨が主張するような國會が優位に立つた議院内閣制の採用には極力反對したが、そうだからといって大總統制を主張したわけではなかった。彼は明治憲政の経験に基づいて、中國でも超然内閣という形態での責任内閣制の樹立を勧めていた。……立憲國家中國の中央政府は内閣を中心としたものでなければならず、その内閣は持續性と安定性を得るために、國會からの拘束にできるだけ自由でならなければならない」。

中國の憲政史上、日本の影響が濃厚であったことの経緯と所以について、本書でつきつめられているものの、それにもかかわらず、憲政運動は革命運動に翻弄されて十分な成果を上げることができなかった現實の意味は大きい。その経緯の説明が欲しかった著者は、それは革命史研究が擔う役割であって、「明治憲政と近代中國」という副題の研究では、領域外であるというであろう。

とはいえ、一九二二年一月に中華民國が誕生し、孫文が就任したのは南京臨時政府の臨時大總統である。その後、二月に孫文は臨時大總統を辭職し、袁世凱にその地位を譲ることになった。大總統制のもとで、憲政への志向と逆流が進められた。では中華民國建國當初、内閣制ではなく、大總統制が採用されたのは何故なのであるか。大總統制と内閣制のいずれを採用するかについて、もう少し説明が加えられたならば、立法權と行政權の關係などに關する議論がなお豊かなものになると思われる。

しかしながら、中央官制や地方官制の改革に着目すると、君主權のなから立法權と行政權（中央政府及び地方政府）を分離するための紆餘曲折の過程を見出すことができる。本書は、清末民初期における近代國家形成の際の國家作用の分化の過程を具體的に明らかにしたということもできよう。清朝の國政上の諸問題やその後の中國が追求し続けた政治課題との關連性に着目するならば、清朝に代わる新たな國家形成こそが重要なテーマであった。新たに形成されるべきものとして政權内外では共通して期待されたのが、君主制か共和制かといった形態の違いはあったが、憲法により國家の統治の基本が定められる立憲國家であったことには間違いなかったのである。清末民初期における政治課題を「革命」ではなく立憲國家の形成に設定して政治史を描くことで、二〇世紀最初の一〇年間の歴史と中華民國史を連續的に捉えるということは十分に達成できたものと思われる。「過去を離れた現在はなく、経験のはたらきによって過去は現在に生きる。問題は、経験のはたらきを曇りのないようにすることにあるというべきであろう」（大石眞『日本憲法史』）。過去と現在の關わりについて、

忘れてはならないことである。

二〇〇九年五月 京都 思文閣出版
A五判 四〇〇頁 八四〇〇圓